

事務連絡
令和5年11月20日

各都道府県私立高等学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体
株式会社立学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）の策定について

この度、令和4年8月29日に取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」を別添のとおり策定しました。

各所轄庁におかれては、本標準例を踏まえ、認可基準を見直す等により、通信制課程に係る私立高等学校の適正な認可に努めていただきますようお願いいたします。

【留意事項】

- （1）標準例の[4]2において、「通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと」としているが、実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきであること。
- （2）標準例の[5]1において、「教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること」としているが、学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること、また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであることに十分留意すること。
- （3）標準例の[7]6において、実施校の設置者は、「当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準を参酌して確認を行う」としているが、認可時だけでなく、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきであること。
- （4）所轄庁は、認可後においても、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。令和5年2月一部改訂）等を踏まえて、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付振興係
電話：03-5253-4111（内線 3563, 4679）
メール：koukou@mext.go.jp